

○国土交通省令第四十六号

道路整備特別措置法及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法の一部を改正する法律（令和五年法律第四十三号）の一部の施行に伴い、道路整備特別措置法施行規則及び地方道路公社法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年 月 日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

道路整備特別措置法施行規則及び地方道路公社法施行規則の一部を改正する省令

（道路整備特別措置法施行規則の一部改正）

第一条 道路整備特別措置法施行規則（昭和三十一年建設省令第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

(権限の委任)

第十七条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

一 (略)

二 法第十一条第一項又は第五項の規定により許可し、同条第七項の規定による届出を受理し、及び同条第九項の規定により通知すること。

三 十六 (略)

様式(第十六条関係)

(表) (略)

(裏)

道路整備特別措置法(抜粋)

第四十四条 (略)

2 (略)

3 道路法第四十四条第五項から第七項まで、第六十六条第二項から第七項まで及び第六十七条の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同法第四十四条第五項から第七項までの規定中「道路管理者」とあるのは「会社」と、同条第五項中「前項の規定による命令」とあるのは「道路整備特別措置法第四十四条第一項の規定による立入り又は一時使用」と、同法第六十六条第二項中「前項」とあり、同条第五項及び第六項中「第一項」とあり、並びに同法第六十七条中「前条第一項」とあるのは「道路整備特別措置法第四十四条第一項」と読み替えるものとする。

改正前

(権限の委任)

第十七条 法に規定する国土交通大臣の権限のうち次に掲げるものは、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。

一 (略)

二 法第十一条第一項又は第四項の規定により許可し、同条第五項の規定による届出を受理し、及び同条第六項の規定により通知すること。

三 十六 (略)

様式(第十五条関係)

(表) (略)

(裏)

道路整備特別措置法(抜粋)

第四十四条 (略)

2 (略)

3 道路法第六十六条第二項から第七項まで、第六十七条及び第六十九条の規定は、第一項の場合について準用する。この場合において、同法第六十六条第二項中「前項」とあり、同条第五項及び第六項中「第一項」とあり、並びに同法第六十七条中「前条第一項」とあるのは「道路整備特別措置法第四十四条第一項」と、同法第六十九条中「道路管理者」とあるのは「会社」と、同条第一項中「第六十六条又は前条の規定による処分により」とあるのは「道路整備特別措置法第四十四条第一項の規定による立入り又は一時使用により」と読み替えるものとする。

(略)

(略)

（地方道路公社法施行規則の一部改正）

第二条 地方道路公社法施行規則（昭和四十五年建設省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(地方道路公社法施行令附録に規定する国土交通省令で定める額)</p> <p>第十八条 地方道路公社法施行令附録に規定する国土交通省令で定める額は、指定都市高速道路にあつては道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第十三条第一項の認可に際して当該災害が発生した年度の前年度までに償還すべき額とされた額、その他の道路に係るものにあつては同法第十条第一項若しくは第四項又は第十一条第一項若しくは第五項の許可に際して当該災害が発生した年度の前年度までに償還すべき額とされた額とする。</p>
改正前	<p>(地方道路公社法施行令附録に規定する国土交通省令で定める額)</p> <p>第十八条 地方道路公社法施行令附録に規定する国土交通省令で定める額は、指定都市高速道路にあつては道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第十三条第一項の認可に際して当該災害が発生した年度の前年度までに償還すべき額とされた額、その他の道路に係るものにあつては同法第十条第一項若しくは第四項又は第十一条第一項若しくは第四項の許可に際して当該災害が発生した年度の前年度までに償還すべき額とされた額とする。</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。